

学校給食費の公会計化について

1 概要

教員の業務負担軽減や、保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収管理業務の集約及び効率化等が見込めることから、令和5年度からの公会計化を目指し、令和3年度から検討を開始している。

公会計化により、学校給食費の徴収管理や督促業務、食材料の調達・支払いを市が行うこととなり、令和5年度より、保護者から徴収する給食費は歳入予算、食材料の支払いは歳出予算として計上する。公会計化移行時期は以下のとおり。

	～R5.3	R5.4～	R5.2学期～
共同調理場校	私費会計		公会計
単独調理校			
中学校			

2 立川市立小学校及び中学校の学校給食費に関する条例（案）等について

令和4年9月議会において、立川市立小学校及び中学校の学校給食費に関する条例案を提出する。また、条例施行規則において給食提供の申し込みや給食費単価、督促等の様式を規定する。

各学校の私費会計における学校給食費の滞納分については、文科省ガイドラインや関連部署と調整のうえ、市に引き継ぐ（債権譲渡）。債権譲渡された場合、学校給食課において債権管理台帳等により適正に管理し、督促・催告を行う。給食費は市が持つ債権のうち私債権に分類されるため、債務者による時効の援用が見込めず、市において回収の努力を尽くしたうえでも回収が見込めない場合は、議会承認のもと債権の放棄を行う。

【参考】令和2年度決算時点の未納額：1,264,767円（現年分509,178円、滞繰分755,589円）

3 学校・保護者の行う主な手続きについて

【学校】

- ・債権譲渡に係る滞納者情報の取りまとめ
- ・学校給食課からの保護者周知文書等の配布

【保護者】

- ・市に対して学校給食申込書を提出する
- ・市に対して口座振替依頼書を提出する

4 学校給食収納管理システムについて

市内小中学校の給食収納状況を管理するため、学校給食費収納管理システムを導入する。令和4年7月下旬にシステムリース業者決定、年度内に構築・テスト等を行う。

5 今後の予定

日程		事項
R4年	8月	例規審査委員会
	9月	9月議会へ条例案提出
	10月	条例施行規則を教育委員会へ提出
R5年	10月	保護者向け通知を送付（給食申込書・口座振替依頼書等を同封）
	4月	公会計化実施（調理場校）※単独校・中学校は2学期から
	5月	口座振替開始（調理場校）
	6月	調理場校分の債権を引き継ぎ
	9月	公会計化実施（単独校・中学校）、口座振替開始（単独校・中学校） 単独校・中学校の債権を引き継ぎ